

議案第3号

長与・時津環境施設組合理約の変更について

上記議案を提出します。

令和6年3月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

長与・時津環境施設組合の管理者及び副管理者の任期に関し、規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

長与・時津環境施設組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、長与・時津環境施設組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

長与・時津環境施設組合規約の一部を改正する規約

長与・時津環境施設組合規約（平成20年長崎県指令20市町振第475号）の一部を次のように改める。

第10条中「関係町の長としての任期による」を「2年とする」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行前に管理者及び副管理者に選任されている者の任期については、この規約による改正前の長与・時津環境施設組合規約第10条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。